2005年10月17日 (平成17年)

藤沢市長 山 本 捷 雄 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 横尾裕夫

保健所・保健センター業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について、目的外に利用すること、目的外に利用させること及び目的外に利用すること並びに目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について並びにコンピュータの処理について及びコンピュータの結合について(答申)

2005年10月17日付けで諮問(第154号)された保健所・保健センター業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について、目的外に利用すること、目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について並びにコンピュータの処理について及びコンピュータの結合について次のとおり答申します。

# 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人に通知しないこと の合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理の必要性があると認められる。
- (5) 条例第19条の規定によるコンピュータ結合の必要性があると認められる。
- 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たり必要な個人情報を本人以

外のものから収集する必要性及び目的外利用する必要性並びに本人に通知しない ことの合理的理由並びにコンピュータ処理及びコンピュータ結合をする必要性に ついての合理的理由は次のとおりである。

#### (1) 諮問に至った経過

平成6年7月に地域保健法が公布施行され、平成15年3月には本市の保健 所政令市移行に係る覚書を神奈川県と締結し、平成18年4月から本市におい て保健所を開設することとなった。

本市が保健所を開設することにより、従来市が実施してきた母子保健事業・ 老人保健事業・介護保険事業等の保健福祉サービス、そして県が実施してきた 母子保健・歯科保健・精神保健・結核予防対策・感染症対策・難病対策等の高 度かつ専門的なサービスを一元的に提供することが可能となることから、保健 所を開設するに当たっては、本市の保健福祉情報との共有化を図り有機的な連 携機能を充実する必要性がある。

- (2) 本人以外のものから個人情報を収集する必要性について
  - ① 個人情報を収集する目的

保健所開設に伴い、保健福祉事業との連携を図り、総合的な保健サービスの提供を実施するためには、保健所・保健センター業務では対人系業務の基礎となる住民情報及び保健指導業務においては必要最小限の福祉情報が必要となる。

また、保健所・南北保健センターでは本人や家族からの相談指導等を行う場合に適切に相談指導に応じる体制を整備する必要から、情報を共有化する必要がある。

### ② 収集する個人情報

住民情報は国民健康保険システムから収集し、福祉情報は保健福祉総合システムから収集する。また、保健所・保健センター保健指導業務システムから相談者情報(氏名・住所・最新相談受付日等)を本人・家族支援システムに集約し情報を参照する。

ア国民健康保険システムから収集する情報(住民情報)

氏名・生年月日・性別・住所・方書・続柄・外国人氏名・住民となった日 住民でなくなった日・異動コード・住所を定めた日・前住所・転出先住所 イ保健福祉総合システムから収集する情報(福祉情報)

福祉受給情報・障害者手帳等情報・介護保険申請等情報・相談台帳情報 ウ南北保健センターから収集する情報

母子 · 成人相談指導情報

工藤沢保健所保健予防課から収集する情報 保健指導情報

### ③ 本人以外のものから収集する理由

本業務に係る個人情報は、その基本として相談者である本人又は家族から当該本人の情報を直接収集するものであるが、総合的なサービスや支援を提供するためには当該本人の総合的な情報を収集する必要があり、そのため本人以外から収集することとなる住民情報や福祉情報は、既存の国民健康保険システム及び保健福祉総合システムから収集することが事務処理の効率上合理的であり、また本業務は相談者本人への保健サービスの提供や支援を行うことが目的であることから、本人への不利益となるものではなく、さらには相談者本人の総合的な情報を収集することについて、当該本人から同意を得られないことにより、相談指導業務の執行に著しい支障が生じるおそれもあるため、本人以外のものから収集する必要がある。

④ 神奈川県から移管される個人情報の取扱いについて

本市が保健所政令市に移行するに伴い、神奈川県から事務の円滑な執行に必要となる個人情報データを紙及び電磁媒体により移管を受けるものであるが、法令等により提出された食品衛生・環境衛生・医事薬事等の業務における法人情報等は県の「事務処理の特例に関する条例」に基づき収集するものであり、また、精神保健・特定疾患・歯科保健等の対人系業務で継続的指導等を必要とする者の個人情報については、県から本市へ移管することの本人同意を得て収集するものである。

- (3) 目的外利用する必要性について
  - ① 住民情報及び福祉情報等を目的外に利用する必要性

相談者のニーズに的確に対応した保健サービスが提供できるよう、保健所・保健センターの体制を整備するためには、情報の共有化を図ることが不可欠であり、そのため保健所・保健センターの対人系業務で必要な住民情報を国民健康保険システムから、また保健相談指導対象者の必要最小限の福祉情報を保健福祉総合システムから収集することが合理的であり、あわせて本業務は相談者本人への保健サービスの提供や支援を行うことが目的であることから、目的外のために利用するものである。

藤沢保健所保健予防課及び市民健康課南北保健センターでは、福祉保健総合相談室、児童福祉課で相談指導対象者から相談等があったかどうかを確認し適切な相談指導を行う必要から、相談者情報(氏名・住所・最新相談受付日等)を共有化し目的外のために利用する必要がある。

② 本人・家族支援システムの情報を目的外に利用させる必要性

福祉推進課福祉保健総合相談室において、本人及び家族から福祉サービスに関する相談を受ける場合には、保健所での相談者情報(氏名・住所・最新相談受付日等)を共有化し、福祉・保健・医療分野が一体となった対応を図る必

要から、福祉保健総合相談室に目的外のために利用させる必要がある。

また、児童福祉課では児童虐待の早期発見と未然防止を目的に児童虐待防止対策事業を実施しており、特に乳幼児虐待の早期発見については保健所の母子保健に関する情報を共有化することが不可欠であり、児童福祉課に相談者情報を目的外のために利用させる必要がある。

具体的には、保健所・保健センター業務システムで使用する端末機を福祉保健総合相談室及び児童福祉課に設置し、操作者を限定したうえで本人・家族支援システムの参照のみを可能とするものである。

保健所では、相談先の課及び相談日等の相談者情報を福祉保健総合相談室及び児童福祉課に目的外に利用させることについて、本人からの相談時に直接本人から同意を得るものであるが、家族からの相談の場合や本人から同意を得られない場合は、事務の執行上著しい支障が生じるおそれがあり、また相談者情報を目的外に利用させる目的は相談者への適切な保健サービスや支援を行うためであり、そのことが本人の不利益となるものではないことから、本人からの同意を得られない場合について、相談者情報を目的外のために利用させることの諮問をするものである。

③ 目的外利用する及び目的外に利用させる個人情報

### ア住民情報

氏名・生年月日・性別・住所・方書・続柄・外国人氏名・住民となった日 住民でなくなった日・異動コード・住所を定めた日・前住所・転出先住所 イ福祉情報

福祉受給情報・障害者手帳等情報・介護保険申請等情報・相談台帳情報 ウ南北保健センター情報

母子 · 成人相談指導情報

工保健所情報

保健指導情報

#### (4) 本人通知の省略について

相談者本人に関する情報は、基本的に本人又は家族から直接収集するものであるが、相談者本人への福祉・保健・医療の分野が一体となった適切な保健サービスや支援を行うためには、当該相談者本人の総合的な情報を本人以外のものから収集する必要があり、この場合本人に通知することにより本人が混乱し保健相談指導業務に支障が生じるおそれもあり、また通知しないことが本人の不利益となるものではないことから、本人への通知を省略する合理的理由があると判断し、省略するものである。

また目的外のために利用することについては、全市民が対象となり通知する 費用や事務量が過分となること、また既存システムの情報連携が事務の執行上 合理的であり、通知しないことが本人の不利益となるものではないことから本 人への通知を省略する合理的理由があると判断し、省略するものである。

本人・家族支援システムの情報を福祉推進課福祉保健総合相談室及び児童福祉課に目的外に利用させることについては、基本的に本人からの同意を得るものであるが、家族からの相談や本人から同意を得られない場合に保健相談指導業務の目的の達成に支障が生じるおそれがあり、また本人へ通知することにより本人が混乱し当該業務に支障が生じるおそれがあり、通知をしないことが本人への不利益となるものではないことから、本人への通知を省略する合理的理由があると判断し、省略するものである。

# (5) コンピュータ処理について

① コンピュータ処理の必要性

平成18年4月の保健所の開設に向けて藤沢市保健所・南保健センターの開設に伴い、保健所・保健センター業務情報システムを構築し業務の効率化を図るもので、保健所・保健センター業務情報システムの対人系業務システムの構築に当たっては、既存の国民健康保険システムの住民情報と保健福祉総合システムの福祉情報を取り込み、保健所・保健センターシステムの保健指導業務相談日情報との連携により、本人・家族支援システムを構築するものである。

この本人・家族支援システムでは、保健サービスの対象となる本人及び家族が関係各課との関わりがあるかどうかを確認し、障害の状況や介護保険の申請状況等が把握できるもので、当該システムの操作する権限は保健所及び南北保健センターの保健相談指導業務担当の職員に限定するものである。

② 保健所・保健センター業務システム

保健所・保健センター業務情報システムは、保健所業務システム、保健センター業務システム、本人・家族支援システムを一元的に管理し効率的に運用を図るものである。

ア 保健所業務システム (対人系業務システム)

- ・結核予防業務システム
- ・保健指導システム (対物系業務システム)
- ・食品衛生管理システム
- ・環境衛生営業管理システム
- ・環境衛生施設管理システム
- ・医事管理システム
- ・薬事管理システム

イ 保健センター業務システム(保健指導・健診等の業務システム)

- ・母子指導システム
- ・母子健診システム
- ・成人指導システム
- ・成人健診システム
- ・予防接種システム
- 統計・集計システム

ウ 本人・家族支援システム

国民健康保険システムの住民情報、保健福祉総合システムの福祉情報、保健所・南北保健センターの相談指導情報を連携するシステム

# ③ 安全対策について

保健所内に情報管理室を設置し、IDカード及びパスワードによる入退室 管理を行いサーバ機器や保存データ等の安全管理を図る。

また、保健所・保健センター業務情報システムは非公開系ネットワークで あって外部との接続はなく、通信回線上のデータは暗号化し処理する。

技術的対策としては、IDコード及びパスワードの設定や指紋による認証を行い、本人・家族支援システムでは情報所管課及び利用課双方とも保健師等の保健指導担当職員のみが検索が可能となるよう業務権限の設定をし、操作記録を保存し不正使用等を防止する。

人的対策及び運用体制については、藤沢市情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ実施手順書及び藤沢市保健所・保健センター業務情報管理要綱等を整備し、システム管理者及びシステム担当者等への研修を実施する。

# (6) コンピュータの結合について

保健所の開設に伴い、市民の生涯にわたる総合的な保健サービスを提供するためには、関連する部署が連携を図り機能分担を明確化したなかで、総合的な支援を行うことが重要であり、そのためには最小限の情報の共有化が必要となる。従って情報の共有化を図るため、保健所・保健センター業務情報システムと国民健康保険システム及び保健福祉総合システムとのコンピュータの結合をするものである。

情報を結合処理する内容は、保健所内に設置する保健所・保健センター業務情報システムの情報連携用サーバーに専用回線により、国民健康保険システムから住民情報を、保健福祉総合システムから必要最小限の福祉情報を日時で出力をする。また、保健所・保健センター業務システム側では、住民情報及び福祉情報を受けるのみで、情報の加工や修正等は一切できない仕組みとなる。

#### (7) 実施時期

2006年4月1日実施予定

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(4)までの判断をするものである。

- (1) 本人以外のものから収集する必要性について
  - ア 実施機関の説明によると、保健所及び保健センターにおける相談指導業務では、相談者である本人又は家族から当該相談者本人の情報を収集することが基本であるが、保健福祉事業との連携を図り総合的な保健サービスを提供するためには、当該相談者本人の総合的な情報を収集する必要性があり、国民健康保険システムから住民情報を、保健福祉総合システムから最小限の福祉情報を収集する必要があるとのことである。
  - イ この場合において、本人以外のものから収集する住民情報及び福祉情報は 全市民を対象としており、収集する対象者が多数であるため一定期間内に本 人から収集することが物理的に困難であること、また実際に利用する情報は 相談者本人の情報に限定され、当該相談者本人への保健福祉サービスの提供 を目的とするものであることから、本人への不利益となるものではないため、 本人以外のものから収集する必要性が認められる。
- (2) 目的外に利用すること及び目的外に利用させることの必要性について
  - ア 実施機関の説明によると、保健所及び保健センターにおける保健指導業務は、本人や家族からの相談に応じて総合的な保健サービスを提供することを目的とし、そのためには相談者本人の情報として国民健康保険システムから住民情報を目的外に利用し、また保健福祉総合システムから福祉情報を目的外に利用するものであり、保健所及び南北保健センターでは適切な相談指導を行う上で、相談者情報(氏名、住所、最新相談受付日等)の共有化を図るため、保健所保健予防課と市民健康課南北保健センターにおいて相互に目的外に利用する必要があるとのことである。
  - イ この場合において、目的外に利用する住民情報及び福祉情報は全市民を対象としており、対象者が多数であるために本人から同意を得ることが物理的に困難であること、国民健康保険システム及び保健福祉総合システムから収集することが合理的であることから、目的外に利用する必要性があると認められる。
  - ウ 次に、実施される本事業のうち、福祉保健総合相談室において相談を受ける事業にあっては、福祉・保健・医療分野が一体となった対応を図ることが求められること、児童福祉課では児童虐待の早期発見及び未然防止等を目的に児童虐待防止対策事業を実施し、特に乳幼児の虐待の早期発見は保健所の母子保健情報を共有化する必要があることなどから、保健所・保健センター

業務システムで使用する端末機を福祉保健総合相談室及び児童福祉課に設置し目的外に利用させる必要があり、保健所では本人からの相談時に、相談した課及び相談日を福祉保健総合相談室及び児童福祉課に目的外に利用させることについて、本人から同意を得るとのことであるが、家族からの相談の場合や相談者の意思能力等の問題から、本人からの同意が得られない場合が考えられる。

- エ この場合において本人からの同意が得られないことにより相談機関相互の 連携が図れず、相談者に対する総合的な支援等の保健サービスの低下が生じ るおそれがある場合に限り、目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (3) 本人以外のものから収集すること及び目的外利用することに伴う本人へ通知しないことの合理的理由について
  - ア 実施機関の説明によると、相談者本人及びその家族から、当該相談者に関する情報を収集するものであるが、福祉・保健・医療が一体となった総合的なサービスの提供を図るためには、当該本人の住民情報及び福祉情報を本人以外のものから収集する必要があるとのことである。
  - イ この場合において、通知しないことが本人の不利益となるものではないこと、対象者が全市民と多数であるために通知する費用や事務量が過分となること、また相談者本人に通知することにより、本人が混乱し保健相談指導業務の執行に支障が生じるおそれがある場合に限っては、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
  - ウ 次に関係課と連携し相談指導業務の充実を図る必要から、「本人・家族支援システム」情報を福祉総合相談室及び児童福祉課に目的外に利用させることについては、通知しないことが本人の不利益となるものではないこと、家族からの相談の場合や相談者本人からの同意が得られない場合に、本人からの同意が得られないことによって、本業務の目的の達成に著しい支障が生じるおそれがある場合や、通知することにより本人が混乱し本業務の執行に支障が生じるおそれがある場合に限っては、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) コンピュータ処理及びコンピュータ結合をする必要性について
  - ア 実施機関の説明によると、保健所・保健センター業務システムは対人系業務システム、保健所業務システム、保健センター業務システムを一元管理するため構築するものであり、コンピュータ処理をすることにより本業務の事務の効率化を図るとのことである。
  - イ 次に本業務においては、福祉・保健・医療が一体となった総合的なサービスを提供する必要から、対人系業務システムでは、国民健康保険システムから住民情報を、保健福祉総合システムから福祉情報を取り込み、保健指導業

務相談日情報との連携を図るとのことである。

- ウ この場合において、保健所・保健センター業務システムサーバーの専用回線により、国民健康保険システムから住民情報を、保健福祉総合システムから必要最小限の福祉情報を毎日定時に日次出力し、保健所・保健センター業務システム側では住民情報及び福祉情報を受けるのみで、情報の加工や修正等は一切できない仕組みであること、当該システムは非公開系ネットワークにより外部接続はなくデータは暗号化処理されること、保健所内に情報管理室を設置しIDカード及びパスワードにより入退室管理を行い、操作者についてはIDコード及びパスワード設定や指紋認証による管理を行うなどの安全対策を施すとのことである。
- エ 本人・家族支援システムの利用については、情報所管課及び利用課の双方において、保健指導担当職員のみが検索できる権限設定を行うこと、運用については藤沢市情報セキュリティポリシーを遵守し、「情報セキュリティ実施手順書」、「藤沢市保健所・保健センター業務情報管理要綱」等を整備し、システム管理者及びシステム担当者等への研修を実施するなどの安全対策を図るとのことである。
- オ 本業務のコンピュータ処理等の実施に当たっては、操作者を限定し、システム機器及び保健所情報管理室の管理について厳重なセキュリティ対策を講じるとともに、「藤沢市保健所・保健センター業務情報管理要綱」を策定し、個別の実施基準を定め処理するため、安全対策上の措置が施されていると認められる。
- カ よって、本業務を実施するに当たり、情報の収集や活用及び情報の共有化 を図ることにより、保健相談指導業務等における総合的な保健サービスの提 供を図ることが可能となることから、コンピュータ処理及びコンピュータ結 合をする必要性が認められる。

以 上